

奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託

入札説明書

奈良市教育委員会事務局

教育部 教育支援課

令和 8年 4月

1. 目的と背景

メタバース空間を活かした特色ある活動、オンライン学習、相談等の支援をすることで、不登校児童生徒に対し、新たな学びの場や居場所を提供し、個々の実態に応じた支援の拡充を目指す。

2. 趣旨

奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託の入札については、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。

3. 入札概要

スケジュール	本書 該当項 番	日時
公告日	-	4月28日
入札参加申請書等の配布	-	4月28日から5月18日まで
入札参加申請（郵送）		4月28日から5月18日必着
質問受付締切日		5月8日17時まで
質問に対する回答日 ※公開先：奈良市公式HP [https://www.city.nara.lg.jp/]		5月15日
入札参加承認書 通知日		5月25日
提案書受付（郵送）		5月26日から6月8日必着
入札の日時（郵送）		6月9日から6月15日必着
開札の日時およびプレゼンテーション、ヒアリング審査		6月下旬頃
結果の通知日		7月上旬頃

※日時等の変更、また追加情報については、随時奈良市ホームページにおいて掲載する。

4. 事業範囲

(1) 事業内容

- (ア) メタバース空間の構築
- (イ) メタバース空間を活用した不登校児童生徒への支援
- (ウ) メタバース空間を活用した支援の事業評価
- (エ) 空間の運用保守

(2) 事業の実施

既存システムへ影響をきたすことがないように、本市担当者ならびに既存事業者と十分に協議のうえ、安全かつ円滑に本事業を実施すること。

なお、事業計画を策定したうえで、本事業を実施することになるが、次の点に特に留意すること。

- (ア) 導入作業の詳細は、現行環境を考慮し、本市担当者ならびに既存事業者と協議のうえ、策定すること。

(イ) 導入作業の過程において既存システムの設定作業が必要となる場合は、受注者の責任において作業費の負担と、作業調整を行うこと。

(ウ) 計画の策定においては、導入作業の実施を休日及び業務時間外に行うなど業務の停止が発生しない計画とすること。

(エ) 計画については、状況により都度変更が生じる場合があるため、その際は、本市担当者と協議を行い、対応すること。

(3) 仕様

詳細は、「(別添1) 奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業 仕様書」のとおり

(4) 本稼働の予定日

令和8年8月下旬～9月上旬

5. 契約方法

(1) 契約名

奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託契約

(2) 契約形態

業務委託契約

(3) 契約期間

契約締結日～令和11年7月31日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間 (4. 事業範囲 (1) 事業内容において)

契約締結日～令和11年7月31日

(5) 契約条項

「(別添4) 奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託 契約書 (案)」のとおり

(6) 付帯事項

(ア) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかにクラウドデータを削除することとする。

(イ) 令和9年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(ウ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて契約期間の延長が可能であること。

6. 参加資格要件

本募集に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 単独事業者の要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成8年4月1日施行)に基づき、指名停止を受けている者でないこと。

(ウ) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納していないこと。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている者でないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。

- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (カ) 入札公告日を基準に過去2年間に、他の官公庁（公社、公団を含む）に対して、本事業と同種類及び同規模程度のシステムの納入実績が2件以上あること。
 - (キ) 入札公告日において、情報セキュリティマネジメントについてISO/IEC27001（JIS Q 27001）認証又はそれと同等の認証を受けていること。
 - (ク) 入札公告日において、個人情報の取り扱いに関し、プライバシーマーク認証又はそれと同等の認証を受けていること。
 - (ケ) 本要項の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。
- (2) 共同企業体の要件
- (ア) 共同企業体（以下「JV」という。）を構成するすべての事業者について、
 - (1) (ア)～(オ)を満たすことが必要である。(カ)～(ケ)については、システムを構築および保守を行う事業者が満たすことが必要である。
 - (イ) JVを結成する場合は、代表者を定める必要がある。なお、JVを構成する全ての事業者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で入札への参加についても、行うことができない。
 - (ウ) 参加申請や質問等は代表者が代表して行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。
 - (エ) 参加申請書については、（様式第2号）を使用すること。また、（様式第6号）導入実績については、まとめて1つの調書とすること。会社概要（様式自由）については、JVを構成するすべての事業者について提出すること。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 契約締結日までに前記「6. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 期限までに提出書類が提出されない場合
- (3) 2案以上の提案をした場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 提出書類の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

8. 質問の受付及び回答

本要項に疑義がある場合は、「18. 問い合わせ先」まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付方法

メールにて必要事項を明記のうえ、「（様式第8号）質問書」を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。（来訪・オンライン会議等による問い合わせには対応しない。）メールの件名を「奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託に関する質問」とし、本文に「事業者名」「氏名（ふりがな）」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を明記すること。

(2) 受付期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月8日（金）17時まで

(3) 質問に対する回答

令和8年5月15日（金）に、奈良市ホームページにおいて掲載する。

9. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第3号に該当する場合は、これを免除する。

10. 入札参加申請に関する事項

(1) 提出書類

1	奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託入札参加申請書（様式第1号）
2	（共同企業体での参加の場合） ・（様式第2号）入札参加申請書（共同企業体） ・（様式第3号）共同企業体協定書 ・（様式第4号）共同企業体に係る委任状
3	業務体制表（様式自由） ※体制表には、以下の役割が明確になるように記載すること。 また、各事業者の会社概要が分かる資料を添付すること。 ・システムを納入する事業者（「納入事業者」） ・システムの構築を行う事業者（「システム構築事業者」） ・システムの保守を行う事業者（「保守事業者」）
4	保守連絡体制表（様式自由）
5	保守体制整備証明書（様式第5号）
6	導入実績調書（様式第6号）及び実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し） ※「納入事業者」、「システム構築事業者」、「保守事業者」毎に、本証明書を提出すること。実際に業務を実施した事業者名を記載すること。 ※本証明書に必要となる実績数は2件以上とする。 ※実績の証明書類として、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。
7	適合規格確認表（様式第7号）（必要な場合は添付資料） ※メーカーのカタログ（商品名・規格等を記載のもの）又は、技術資料等仕様を証明するものを添付すること。
8	「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手貼付）
9	「受託事業者選定結果通知書」郵送用の返信用封筒（切手貼付）
10	令和7年度・令和8年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類を各1部提出すること。 1 納税証明書の写し

	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）[奈良市市民税課で証明] 当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分） ・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明] 納税証明書の写し「その3」、「その3の2」又は「その3の3」 <p>2 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）</p>
11	<p>第三者認証を受けていることを証明する書類</p> <p>※入札公告日において、本事業の「システム構築事業者」及び「保守事業者」が次の証明を受けていること。</p> <p>「Pマーク（プライバシーマーク）」及び「ISO/IEC27001（JIS Q 27001、情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証、またはこれらと同等の認証を受けていること。</p>

(2) 提出部数

各1部

※項目3、4、5、6、11については各8部

(3) 提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月18日（月）

(4) 提出方法

郵送で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後記「18. 問い合わせ先」まで電話連絡し、到達確認をすること。

※令和8年5月18日（月）必着

(5) 提出場所

「18. 問い合わせ先」に記載の場所

(6) 入札参加承認通知

入札参加承認書の通知は、令和8年5月25日（月）までに事業者の代表者に対し、書面により通知する。なお、参加資格の確認がされた入札参加者数等の情報は公表しない。

11. 審査方法

(1) 審査の種類

本募集は、適合規格確認（書類審査）と提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査による選定とする。参加事業者が1者の場合も所定の審査の上、決定するものとする。

(ア) 適合規格審査（書類審査）

「10.（1）提出書類」に基づいて書類審査を行い、全ての項目を満たしている者を提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象として選定する。なお、一つでも満たさない項目がある場合は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象外とする。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリング審査

適合規格審査にて、提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象として選定された事業者を対象に、プレゼンテーション（約20分）、ヒアリング（約10分）を実施し、「（別添3_別紙）審査項目表」に基づく審査を行う。なお、評価方法については「（別添3）落札決定基準」を確認すること。また、プレゼンテーション及びヒアリングは、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条に定める不開示情報に該当するものが含まれていることから、非公開で行い、理由なく本審査に遅刻または欠席した場合は、参加自体したものとみなす。なお、プレゼンテーションで使用する資料は提案書のみとする。

(2) 審査に関するスケジュール

「2. 入札概要」にて示すとおり

(3) 審査結果

審査結果については、(1)の(ア)、(イ)の審査に参加したすべての事業者に通知する。

12. 提案書に関する事項

(1) 提出書類

1	提案書（様式第9号）（必要な場合は添付資料）
2	辞退届（様式第10号） ※該当する場合のみ

(2) 提出部数

8部（2については該当する場合のみ1部）

(3) 提出期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月8日（月）

(4) 提出方法

郵送で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後記「18. 問い合わせ先」まで電話連絡し、到達確認をすること。

※令和8年6月8日（月）必着

(5) 提出場所

「18. 問い合わせ先」に記載の場所

(6) 履行義務

提出された提案書の中で、評価対象となった事項は履行義務が生じることとなる。このことを認識した上で、提案書を作成すること。

(7) 入札を辞退する場合

「（様式第1号）入札参加申請書」、または「（様式第2号）入札参加申請書（共同企業体用）」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書の提出期限までに、「（様式第10号）辞退届」を提出すること。

13. 入札に関する事項

この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるものの他、この条件の定めるところによる。

(1) 入札の方法

奈良市物品購入等郵便入札試行要領に準ずる郵便入札とする。「（様式第11号）入札

- 書」に金額を記載し、住所又は所在地及び会社名を記載した封筒に入れて、一般書留又は簡易書留郵便にて提出すること。また、郵送で提出した旨を後記「18. 問い合わせ先」まで電話連絡し、到達確認をすること。※令和8年6月15日必着
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第12号) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
 - (3) 提出期間
令和8年6月9日(火)から令和8年6月15日(月)
 - (4) 提出場所
「18. 問い合わせ先」に記載の場所
 - (5) 入札書の記入方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書に記載する金額は総額とし、事業に係るすべての費用を記載する。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
 - (6) その他
 - (ア) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
 - (イ) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (ウ) 第1回目の開札において落札者がいないときは、1回に限り再度入札を行う。この場合、再度入札を行う旨と第1回目の最低入札価格、再度入札書の到達期限を直ちに入札参加者へ通知する。
 - (エ) 入札参加者が本件入札に関して要した費用は全て当該入札参加者が負担する。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人等による入札(年間を通じて委任されている者を除く。)
- (4) 入札書に記名押印のない入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- (9) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (11) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

15. 開札の日時、場所および立ち合い

- (1) 開札の日時 「2. 入札概要」に記載の日時
- (2) 開札の場所 奈良市教育センター8階コミュニケーションプラザ

(3) 開札の立会い

(ア)入札参加者の中から立会人を1名選任し、開札立会依頼書(様式第13号)を送付する。

(イ)開札の立会いは、入札参加者又は入札参加者から委任を受けた代理人が行う。この場合において、代理人が立会いを行う場合は、開札用委任状(様式第14号)を必要とする。

(ウ)開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該開札事務執行者及び開札事務従事者でない職員が立ち会う。

(エ)立会人は、当該開札終了後、開札確認書(様式第15号)により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。

16. 落札者の決定方法

「(別添3)落札者決定基準」に基づき、決定された者を落札者とし、落札決定の旨を通知する。

17. 留意事項

(1) 提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本選定以外では使用しない。なお、提出書類や審査結果(不採用となった事業者の名称、採点結果を含む。)は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

(3) 提案書で表明する内容については、実現可能性が低いものであってはならず、交渉権第1位に選定された事業者であっても、目的が達成できないと本市が認めた場合は、契約を締結しない場合がある。それに伴う事業者が被る損害について、本市は一切責任を負わず、賠償しない。

(4) 提出書類の作成等、本募集への参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

(5) 本募集の参加にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(6) 契約を締結することとなった場合、提出書類に記載された内容は、特別の理由があると本市が認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。

(7) 「(様式第1号)奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務委託入札参加申請書」を提出した者で本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「(様式第10号)辞退届」を提出すること。

(8) 本書に記載がないものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

18. 問い合わせ先

〒630-8122 奈良市三条本町13番1(奈良市教育センター7階)

奈良市教育委員会事務局 教育部 教育支援課 大澤 岡田

TEL 0742-36-0401(直通)

E-mail kyouiku-shien@city.nara.lg.jp